

## 養介護施設従事者による高齢者虐待について

全国的に養介護施設従事者による高齢者虐待の相談件数が増えているため、高齢者虐待防止法に定められている責務等の再確認をお願いしたい。

### 1 現状

(厚生労働省及び青森県が公表している『「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果』から抜粋)

#### (1) 虐待と判断した件数

全国及び青森県は、虐待と判断した件数と通報件数は毎年増加している。

	全国	青森県
30年度	621件 (通報 2,187件)	6件 (通報 22件)
29年度	510件 (通報 1,898件)	4件 (通報 12件)
28年度	452件 (通報 1,723件)	3件 (通報 19件)

#### (2) 虐待種別

全国及び青森県は、身体的虐待と心理的虐待が大半を占める。

また、身体的虐待のうち緊急やむを得ない場合以外の身体拘束が2～3割を占める。

	全国	青森県
30年度	身体的虐待 57.5%	身体的虐待 92.9%
	心理的虐待 27.1%	心理的虐待 7.1%
	介護等放棄 19.2%	
	経済的虐待 5.8%	
	性的虐待 5.4%	
29年度	身体的虐待 59.8%	身体的虐待 80.0%
	心理的虐待 30.6%	心理的虐待 13.3%
	介護等放棄 16.9%	介護等放棄 6.7%
	経済的虐待 8.0%	
	性的虐待 3.3%	
28年度	身体的虐待 65.5%	身体的虐待 100%
	心理的虐待 27.5%	
	介護等放棄 27.0%	
	経済的虐待 9.1%	
	性的虐待 2.8%	

## (3) 虐待の事実が認められた施設種別（上位から）

全国及び青森県は、特養、有料、GH、老健などの入所型施設が多い。

	全国	青森県
30年度	特養 34.9% 有料 23.0% GH 14.2% 老健 8.1%	特養 2件 有料 2件 老健 2件
29年度	特養 30.4% 有料 21.6% GH 14.3% 老健 10.4%	有料 3件 老健 1件
28年度	特養 27.4% 有料 26.5% GH 14.6% 老健 11.5%	有料 1件 GH 1件 老健 1件

## (4) 虐待の発生要因

倫理観の欠如など職員個人の問題と教育・知識・介護技術等に関する組織的な問題が考えられる。

	全国	
30年度	教育・知識・介護技術等に関する問題	58.0%
	職員のストレスや感情コントロールの問題	24.6%
	倫理観や理念の欠如	10.7%
	人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	10.7%
	虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	10.0%
	虐待を行った職員の性格や資質の問題	8.3%
29年度	教育・知識・介護技術等に関する問題	60.1%
	職員のストレスや感情コントロールの問題	26.4%
	倫理観や理念の欠如	11.5%
28年度	教育・知識・介護技術等に関する問題	66.9%
	職員のストレスや感情コントロールの問題	24.1%
	倫理観や理念の欠如	12.5%

## 2 養介護施設従事者による高齢者虐待における施設の責務等（高齢者虐待防止法から）

## (1) 高齢者虐待の早期発見等

## 第五条

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に業務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するように努めなければならない。

(2) 高齢者虐待の防止等のための措置

第二十条

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(3) 高齢者虐待にかかる通報

第二十一条

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

(略)

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

3 通報後の動き

(1) 市による訪問や聞き取り調査等を実施します。

(2) 改善が必要と認められる場合には、改善報告書の提出を求めることがあります。

また、深刻な状況が考えられる場合には、介護保険法や老人福祉法に基づく措置が実施される可能性があります。

(3) 通報にかかる情報は県に報告します。

(虐待の有無、施設名、高齢者名、虐待者名、対応状況など)

虐待が疑われる情報を把握したら、速やかに市（高齢福祉課・介護保険課）に御相談ください。